



事 務 連 絡
平成22年12月 6 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部)
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)
後期高齢者医療主管課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について

下記の通知及び事務連絡について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)(別添1)
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成22年3月5日保医発0305第7号)(別添2)
- ・特定保険医療材料の定義について(平成22年3月5日保医発0305第8号)(別添3)
- ・特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて(平成22年3月5日事務連絡)(別添4)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成22年 3 月 5 日保医発0305第 1 号)

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

C 0 0 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理料

- (7) 歯科疾患在宅療養管理料は、区分番号 B 0 1 3 に掲げる義歯管理料を算定している患者に対しても、歯科疾患の状況、口腔機能の評価を踏まえた口腔機能管理を行った場合は算定できる。~~ただし、無歯顎の患者であって、総義歯に係る管理を行っている患者については、軟膏等薬剤による治療が必要な口腔粘膜疾患等（「特掲診療料の施設基準等」の別表第四歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患に掲げる疾患を除く。）を有している患者であって、現に当該疾患に係る治療（有床義歯に係る治療を除く。）を行っている場合は算定できる。~~

第 1 2 部 歯冠修復及び欠損補綴

第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M 0 0 0 - 2 クラウン・ブリッジ維持管理料

- (4) 「注 2」の「補綴関連検査」とは、区分番号 D 0 0 4 に掲げる平行測定及び区分番号 D 0 0 9~~8~~ に掲げる顎運動関連検査に定める各検査をいう。

M 0 0 1 歯冠形成

- (9) メタルコアで支台築造を行った前装鑄造冠、全部鑄造冠及びジャケット冠に係る失活歯歯冠形成に限り所定点数に「注 3~~号~~」又は「注 4~~号~~」の加算を加算する。

II 歯科点数表関係

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目
	薬事法承認上の位置付け			
	類 別	一般的名称		
歯科用根管長測定器	機械器具 (24) 知覚検査又は運動機能検査用器具	歯科用根管長測定器	電氣的抵抗値により根管長の測定が可能なもの	D 000 電氣的根管長測定検査
下顎運動路描記装置	機械器具 (24) 知覚検査又は運動機能検査用器具	歯科用下顎運動測定器	三次元的に下顎の運動路を描記可能な非接触型の装置であるもの	D 009 顎運動関連検査 (下顎運動路描記法 (MMG))
歯科エックス線撮影デジタル映像化処理装置	機械器具 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	デジタル式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置 歯科用デジタル式X線撮影センサ コンピューテッドラジオグラフィ	CCDセンサー又はcMO Sセンサー若しくはイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科エックス線撮影画像を得ることが可能なもの	E 100 デジタル撮影 (各区分)
歯科パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置	機械器具 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 パノラマ用デジタル式X線センサ コンピューテッドラジオグラフィ	CCDセンサー又はcMO Sセンサー若しくはイメージングプレートを用いてデジタル映像化処理により歯科パノラマ断層撮影画像を得ることが可能なもの	E 100 デジタル撮影 (各区分)
デンタルX線撮影装置	機械器具 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	デジタル式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口内汎用歯科X線診断装置 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	歯科X線撮影が可能なもの	E 100 歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織 1 単純撮影 イ 歯科エックス線撮影
パノラマ断層撮影装置	機械器具 (9) 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	歯科パノラマ断層撮影が可能なもの	E 100 歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織 2 特殊撮影 イ 歯科パノラマ断層撮影
歯科用両側性筋電気刺激装置	機械器具 (12) 理学診療用器具	歯科用両側性筋電気刺激装置	顎関節の治療を目的として、電気刺激により、主として頭頸部の疼痛症状の軽減又は筋肉群を弛緩させる装置であるもの	医H 002 運動器リハビリテーション科
齦蝕除去・窩洞形成用レーザー	機械器具 (31) 医療用焼灼器	エルビウム・ヤグレーザ 罹患象牙質除去機能付レーザー	齦蝕歯の充填処置のための齦蝕除去及び窩洞形成を行うことが可能なものであること。	M 001 歯冠形成 3 窩洞形成 注5 う蝕歯無痛の窩洞形成加算 M 001-2 う蝕歯即時充填形成 注1 う蝕歯無痛の窩洞形成加算
歯石除去用レーザー	機械器具 (31) 医療用焼灼器	エルビウム・ヤグレーザ	歯肉剥離掻爬手術又は歯周組織再生誘導手術において、蒸散により歯根面の歯石除去を行うことが可能なものであること。	J 063 歯周外科手術 4 歯肉剥離掻爬手術 5 歯周組織再生誘導手術 注5 手術時歯根面レーザー応用加算

特定保険医療材料の定義について
(平成22年 3 月 5 日保医発0305第 8 号)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第10部及び第11部に規定する
特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

133 血管内手術用カテーテル

(4) P T A バルーンカテーテル

③ 機能区分の定義

オ 大動脈用ステントグラフト用

- i 血流遮断型（胸部及び腹部用）
- ii 血流非遮断型（胸部用）

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料
（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
133 血管内手術用カテーテル	
(1) 経皮的脳血管形成術用カテーテル	
① 先端閉鎖型	B002 133 01 01
② 先端開放型	B002 133 01 02
(2) 末梢血管用ステントセット	B002 133 02
(3) PTAバルーンカテーテル	
① 一般型	
ア 標準型	B002 133 03 01 1
イ 特殊型	B002 133 03 01 2
② カッティング型	B002 133 03 02
③ 脳血管攣縮治療用	B002 133 03 03
④ 大動脈用ステントグラフト用	
ア 血流遮断型（胸部及び腹部用）	B002 133 03 04 1
イ 血流非遮断型（胸部用）	B002 133 03 04 2
⑤ スリッピング防止型	B002 133 03 05
(4) 下大静脈留置フィルターセット	B002 133 04
(5) 冠動脈灌流用カテーテル	B002 133 05
(6) オクリュージョンカテーテル	
① 標準型	B002 133 06 01
② 特殊型	B002 133 06 02
(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
① 一般型	B002 133 07 01
② 頸動脈用ステント併用型	B002 133 07 02
(8) 血管内異物除去用カテーテル	
① 細血管用	B002 133 08 01
② 大血管用	B002 133 08 02
(9) 血栓除去用カテーテル	
① バルーン付き	
ア 一般型	B002 133 09 01 1
イ 極細型	B002 133 09 01 2
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 01 3
② 残存血栓除去用	B002 133 09 02
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 03
(10) 塞栓用バルーン	
① バルーン	B002 133 10 01
② バルーンデリバリー用カテーテル	B002 133 10 02
(11) 塞栓用コイル	
① コイル	
ア 標準型	B002 133 11 01 1
イ 機械式デタッチャブル型	B002 133 11 01 2
ウ 電気式デタッチャブル型	B002 133 11 01 3
エ 水圧式デタッチャブル型	B002 133 11 01 4
オ 特殊型	B002 133 11 01 5
② プッシャー	B002 133 11 02
(12) 汎用型圧測定用プローブ	B002 133 12
(13) 連続心拍出量測定用カテーテル	B002 133 13
(14) 静脈弁カッター	
① 切開径固定型	B002 133 14 01
② 切開径変動型	B002 133 14 02
(15) 頸動脈用ステントセット	B002 133 15

Ⅳ 歯科点数表の第2章第6部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
002 中心静脈用カテーテル	
(1) 標準型	
① シングルルーメン	
ア スルーザカニューラ型	B004 002 01 01 1
イ セルジンガー型	B004 002 01 01 2
② マルチルーメン	
ア スルーザカニューラ型	B004 002 01 02 1
イ セルジンガー型	B004 002 01 02 2
(2) 抗血栓性型	B004 002 02
(3) 極細型	B004 002 03
(4) カフ付き	B004 002 04
(5) 酸素飽和度測定機能付き	B004 002 05
(6) 末梢留置型中心静脈カテーテル・逆流防止機能付き	B004 002 06